

## 沖縄県介護保険広域連合死者の介護保険情報の提供に関する要綱

令和7年6月10日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県介護保険広域連合が保有する介護保険情報のうち、その対象者が死者であるものの情報（以下「死者に関する介護保険情報」という。）の提供に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供を求めることができる者)

第2条 死者に関する介護保険情報の提供を求めることができる者（以下「申出者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母及びこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）
- (2) 遺族の法定代理人又は任意代理人

(提供する情報の範囲)

第3条 提供する情報の範囲は、死者に関する介護保険情報であって、次に掲げるもののうち、必要なものとする。

- (1) 認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項をいう。ただし、記載事項のうち調査実施者が特定される部分を除く。）
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（状態区分変更通知書も含む。）
- (4) 介護サービス利用状況等の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、沖縄県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認めたもの

(情報提供の手続)

第4条 申出者は、情報提供の申し出をするときは、死者に関する介護保険情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を広域連合長に提出しなければならない。

2 申出者は申し出の際、次の各号に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（申出日前30日以内に交付されたものに限る。）その他死者との関係を確認できる書類
- (2) 申出者の本人確認書類（顔写真付きのものは1種類、顔写真付きでないものは2種類）を提出し、又は提示しなければならない。
  - ア 運転免許証
  - イ 個人番号カード
  - ウ 健康保険被保険者証
  - エ 旅券（パスポート）

オ 介護保険被保険者証

カ 前号に掲げるもののほか、広域連合長が認める書類

3 申出者が法定代理人の場合は、法定代理人としての身分を証明できる書類を提出しなければならない。

4 申出者が任意代理人の場合は、委任状（様式第2号）を提出しなければならない。  
（情報提供の決定）

第5条 広域連合長は、申出書の提出を受けた日から30日以内に情報提供の可否に関して決定し、死者に関する介護保険情報提供可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、申出書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、事務処理上の困難等の理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内の期間で延長することができる。

（一部提供）

第6条 広域連合長は、提供の申し出があつた介護保険情報に、提供不可情報とそれ以外の情報がある場合において、提供不可情報の部分を容易に区分して除くことができる場合は、申出者に対し、当該部分を除いた部分につき提供することができる。

（情報提供の実施方法）

第7条 広域連合長は、第5条第1項の規定により情報提供することを決定したときは、文書の閲覧または写しの交付により、これを行うものとする。

（費用の負担）

第8条 前条の規定により写しの交付を受ける者が負担する費用は、次のとおりとする。

（1）複写機等（白黒）により、日本工業規格A3版までの用紙を用いて作成する場合  
1面につき10円

（2）写しの送付に要する費用の額は、実費相当額とする。

（3）写しの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。